

デジタル工作機材活用事業業務委託仕様書

本仕様書は、君津市が委託する「デジタル工作機材活用事業業務委託」に関し、基本的な事項を定めるものである。

1 件名

デジタル工作機材活用事業業務委託

2 目的

本市では新たに清和地区に整備する地域拠点施設にデジタル木工機器等を設置し、地域資源活用や地域課題解決へのデジタル技術の活用と、地域の特色を活かしたものづくりやフリーランス型のビジネス創業・商品づくりなどの促進を図る計画である。本事業は、これらに向けた機運醸成や、「ものづくり」と「まちづくり」を結び付けることができる人材を育成することを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結の翌日から令和6年3月15日まで

4 業務内容

(1) 実際に機器を活用したワークショップ（1回程度）

- ・本事業の目的に則した、市民等を対象としたワークショップを実施する。
- ・会場は（仮称）君津市清和地域拠点複合施設（君津市西粟倉36番地）とする。
- ・使用する機器はArt CNC Large（AvalonTech株式会社）相当の機器を想定する。
- ・ワークショップの内容は、機器操作に留まることなく、「ものづくり」と「まちづくり」の結びつきについて、参加者の理解を得ることができるものとする。

(2) 事業目的推進のための周知・啓蒙

5 業務実施場所

君津市指定場所

6 関係書類の提出

受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書の内容に基づき次の関係書類を作成し、提出するものとする。

(1) 実施計画書

ア 受託者は、予め実施計画書を作成し、契約締結後速やかに市に提出して承認を受けな

ければならない。また、変更が生じる場合は、事前に市の承認を得るものとする。

イ 実施計画書には、次に掲げる事項を記載すること。

- ・業務実施体制（組織図、実施体制（緊急時を含む）、事務分掌等）
- ・実施スケジュール
- ・その他、業務実施にあたり市が必要と認める事項

(2) 業務実施に関する報告

受託者は、契約期間の中間点までの業務実施状況等を記載した報告書等を作成し、中間点から15日間以内に、市に提出するものとする。

(3) 業務完了に関する報告

受託者は、業務完了の報告書を作成し、3月15日までに提出すること。

(4) その他

上記(1)～(3)のほか、受託者は、市からの指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し、提出するものとする。

7 業務実施における留意事項

(1) 受託者は、清和地区の地域住民や関係者との信頼関係を構築し、十分な協議を実施すること。

(2) 本業務の実施にあたっては、市と連携を密にし、疑義が生じた場合は市と受託者が協議のうえこれを処理する。

8 その他

(1) 受託者は、受託業務の実施にあたっては、労働関係諸法令その他関係法令を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。

(2) 業務の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も、同様とする。

(3) 本業務により得られたデータ及び成果品は、市に帰属するものとし、許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

(4) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。

(5) 市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。

(6) この仕様書に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、市と受託者が協議のうえ、別途定めるものとする。